

原議保存期間	5 年（令和13年3月31日まで）
有効期間	一種（令和13年3月31日まで）

警 視 庁 交 通 部 長 殿
各 道 府 県 警 察 本 部 長
（参考送付先）
各管区警察局広域調整担当部長
警 察 大 学 校 交 通 教 養 部 長

警 察 庁 丁 規 発 第 1 6 3 号
令 和 7 年 9 月 1 6 日
警 察 庁 交 通 局 交 通 規 制 課 長

南海トラフ地震発生時の交通規制計画の改定について

警察庁では、令和7年6月30日に中央防災会議幹事会が、「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」（以下「具体計画」という。）について、緊急輸送ルート、防災拠点施設等の時点修正等を主な内容とする改定を実施したことに伴い、「南海トラフ地震発生時の交通規制計画の改定等について」（令和4年8月12日付け警察庁丁規発第37号。以下「旧通達」という。）別添の「南海トラフ地震発生時の交通規制計画」について、これまで関係都府県警察と合同で改定作業を進めてきたところ、今般、これを別添のとおり改定した。

本計画を踏まえ、南海トラフ地震が発生した際、迅速かつ的確な交通規制を実施することができるよう、万全を期されたい。

旧通達は廃止する。

別添省略